

質問第1号

印西市国民健康保険条例の一部を改正する
条例（案）について

議案第 号

印西市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

印西市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 月 日提出

印西市長 板 倉 正 直

印西市国民健康保険条例の一部を改正する条例

印西市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 16 号）の一部を次のように改
正する。

第 6 条第 1 項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る印西市国民健康保険条例
第 6 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第〇号審議資料

印西市国民健康保険条例（昭和34年条例第16号）の一部を改正する条例の制定について

1 改正の要旨

条例中の「40万4,000円」を「40万8,000円」に改めるもの

2 改正の理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）の公布に伴い、出産育児一時金の額を改めるもの

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年1月1日

(2) 経過措置

この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る印西市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

4 新旧対照表

新	旧
第1条～第5条 (略) (出産育児一時金)	第1条～第5条 (略) (出産育児一時金)
第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万8,000円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。	第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万4,000円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。
2 (略)	2 (略)
以下 (略) 附 則 (施行期日)	以下 (略)
1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。 (経過措置)	
2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る印西市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。	